

# じんけん ぶんか まちづくり

一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会

第27号 (2010年6月)



「じんけん ぶんか まちづくり」第27号

## 第 27 号目次

- 目次、表紙の写真「啄木記念館を訪ねて…」/2
- ごあいさつ～一般財団法人設立について～ /3
- 評議員のページ「みんなが言うから？」 /5
- 理事のページ「みんなのまちづくりと人権一人権まち協の基本的な視点」 /6
- 新聞切り抜き帳から /11
- 楽遊ガイド『『〇〇社会の実現』って、だれがするのか？』 /13
- 蛭池地域から「地域子ども教室で料理教室」 /15
- 豊中地域から「地域サロン『トークマインド』」 /16
- 資料室だより /17
- 「続・人間の血は涸れず」より①「世界人権宣言豊中連絡会議のとりくみ」 /18
- あとがき /20

## 表紙の写真「啄木記念館を訪ねて…」

石川啄木といえば、「はたらけどはたらけど…」「たはむれに母を背負いて…」「東海の小島の磯の白砂に…」「ふるさとの訛なつかし…」など、いくつもの名歌を思い起こしますが、彼は26年2ヵ月しか生きる時間がありませんでした。しかし、その時間に成したことは大きく、今なお私たちをとらえます。5月、啄木その人を知りたくて、「渋民」を訪ねました。

石川啄木〈本名は、石川一（はじめ）〉は、1886年（明治19年）2月20日に生まれ、1912年（明治45年）4月13日に没した歌人であり、詩人であり、評論家です。彼は父が住職をしていた岩手郡日戸村（現玉山村日戸）の曹洞宗常光寺に生まれましたが、1887年（明治20年）満1歳のときに、隣村の渋民村宝徳寺住職の急逝に伴い、父が同寺住職となったので一家は渋民へ転住し、以後、渋民尋常小学校卒業までを過ごしました。

その渋民は、盛岡から「いわて銀河鉄道」で20分。駅舎は古く、閑散としていましたが、そこに啄木がありました。途中、啄木が「命の森」と呼び、散策し詩想を練ったと言われる「愛宕の森」には神社や朽ちかけた能舞台、土俵がありました。啄木が使った部屋がそのまま

に残されているという宝徳寺も訪ねましたが、人気がなく声をかけるのはばかれる雰囲気、隣の記念館に向かいました。展示も充実していて、限りある時間が惜しまれました。敷地内には啄木が一時、代用教員を勤めた渋民小学校（写真）がそのままに移築されており、教室の椅子に座って、館員の方の説明を聞きましたが、往時を彷彿とさせました。

愛唱歌もいいですが、時代に敏感に反応し、本質を的確にとらえる感性の鋭さは比類がなく、1910年に朝鮮が日本に併合されて半島が朱に塗られたときに、祖国を失った朝鮮の人々の心を思って、その地図の上にさらに墨を塗り、「地図の上 朝鮮国にくろぐろと 墨をぬりつつ 秋風を聴く」と詠みました。それから今年ちょうど100年。啄木歌と共に、彼が生きた時代をふり返り、今と重ねあわせてみるのもいいのではないかと改めて思いました。（ささき）

●石川啄木記念館  
所在地／岩手県盛岡市玉山区渋民字渋民9番地  
TEL／019-683-2315

## こあいさつ

### ～一般財団法人設立について～

1953年5月に創立された「豊中市同和事業促進協議会」は、2002年4月に「とよなか人権文化まちづくり協会」に発展的改組され、以後、人権文化を全市域に根付かせるとりくみを重ねてきました。豊中市政の根幹ともなっている人権行政の推進において、これらの団体は大きな位置を占め、相応の役割を果たしてきたことは周知の事実です。

そうしたなかで、団体を法人化し、名実共に社会的な存在と役割を明らかにし、社会的責任を担うべきだとする議論を重ねてきましたが、2010年3月1日に、「一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会」（以下、「法人」という）を設立するに至りました。

「法人」は、「豊中市における部落問題の解決のための施策をはじめ、人権施策の推進に、豊中市と連携・協力するとともに、差別のないコミュニティの形成に寄与し、すべての人の人権が尊重される人権文化のまちづくりの実現に資することを目的とする。」との目的を実現するために、「豊中市同和事業促進協議会」および「とよなか人権文化まちづくり協会」が、部落問題およびさまざまな人権課題の解決に向けて蓄積してきたノウハウやその成果を継承・発展させるとともに、人権文化のまちづくりのコアとして参画と協働、パートナーシップによる同和・人権行政の推進を図る使命を負っています。



さらに言えば、単なる衣替えでよしとするのではなく、「法人」という新しい革袋に注ぐ新しい酒を用意しなければなりません。その意味では、半世紀余におよぶ歴史に区切りをつけ、新たな視点での新たなとりくみを創造しなければなりません。

「法人」の設立は、私たちがめざす人権文化のまちづくりへの一里塚であり、ゴールでないことは言うまでもありません。しかし、同和行政や人権文化行政、教育行政をめぐる状況は、かつてのような安定期にはなく、時々刻々とまではいかなくとも、大小の波が絶えずうち寄せ、その土台が揺らぐような事態も想定外ではなくなってきました。

今、私たちが占めている地歩は、先輩諸氏が営々として築きあげてきたものの結果であり、そこには数え切れない人たちの想いと労苦が結実しています。よって、私たちはこれを後戻りしない、確かなものにするために下記の点を強く留意し、奮闘するものです。

- (1) 「法人」は、広範な人々とながら、その知恵とエネルギーを集める仕組み

- を作らねばなりません。
- (2)「法人」は、持てるノウハウ（技術）やスキル（手腕）を磨き、新しい地歩を切り拓かねばなりません。
- (3)「法人」は、人々の安全と安心を確保し、誰もが人間らしく暮らすことのできる地域づくりに貢献しなければなりません。
- (4)「法人」は、差別や人権侵害の防止および被害の回復、並びにこれらを引き起こす要因の除去に努めなければなりません。
- (5)「法人」は、21世紀を名実共に「人権の世紀」にするために奮闘しなければなりません。
- 関係者・関係機関の皆様方におかれましては、従来に増しますご支援・ご協力・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、あいさつに代えさせていただきます。

●役員（順不同・敬称略）

【評議員】 西田正一 山口博之 西田益久 寺本美鶴 高野アヤ子 島田忠雄  
石原 敏 玉置好徳 小林理子 田中 渡

【理事】 中川幾郎 八塚勇一 西村壽子 前田勝正 佐々木寛治 林 誠子 平尾 和

【監事】 谷村政廣

代表理事（理事長）：中川幾郎

業務執行理事（副代表理事）：平尾 和

業務執行理事（専務理事）：佐々木寛治

## 2010年度賛助会員を募集しています！

同封した「リーフレット」にありますように、「協会」では人権文化のまちづくりに向けたさまざまな事業を行っていますが、「協会」をささえていただくサポーターである賛助会員を広く募集しています。会員の方には、年4回発行予定の機関誌「じんけん ぶんか まちづくり」をお届けします（今までお届けしている方は、これまでどおりお届けします）。また、講座やイベントなどの案内をします。部落差別とは何か？どうしたらなくすことができるのか？関心や興味を呼び起こし、多様な意見交換を通じて刺激しあい、学びあい、問題意識が触発され、行動への契機が実る場を創り出すために、知恵と力をお貸しください。

- 年会費 1口・1000円です。  
（個人3口以上、団体10口以上）  
つぎの郵便振替口座に振り込んでください。  
口座名 : とよなか人権文化まちづくり協会  
口座番号 : 00960-8-153806



## 評議員のページ

### みんなが言うから？

近頃、「暗い世の中になった」「金がない人生は終わり」「楽しいこともなくなった」等々、「イヤな世の中」を語る人が増えています。

しかし、「だからこそ明るい世の中にしよう」「お金は人生の道具、なくても工夫のできるものにしたい」「楽しいことは作り出せるさ」「良い世の中にしていこう」等の言葉はあまり耳にしません。

反論として、「確かに前のお前の思うことぐらい、みんなは思っているよ」でも、「みんなが言っている現実が変わらない限り、無理っていうもんさ」と、暗い世の中に巻き込まれていくことを黙認していませんか？

私自身、多くの仲間から「思いの人」と言われ、「その思いは良くわかるが、具体化する知恵がない」と言われながらも、障害者仲間から支持を受けつつ、代表をとめてきました。

私は、「みんなが言うから…」と思考停止してしまうことが嫌いです。「たとえ無責任と言われようと、『今は責任を問わないから、夢を語り合おうよ』と、夢を語り合うこと」から始め、仲間と共に具体化したこともいくつかあります。

障害者提言による「ピア・カウンセラー」「ピア・ヘルパー」等が有名ですが、当

【山口 博之（評議員）】

事者による「語り部」活動も具体化してきています。

「みんなが言うから…」をあきらめの言い訳にしないで、「みんなが言ったから明るい世の中になった」と言えるものになれば…と願っています。

私は、「もう年だから…」「みんなが言うから…」と「恋をあきらめる老人」となるよりも、「いい年をして…」と、周りがビックリするような「恋も仕事も」できる「変な年寄り」と言われるように生きてゆくつもりです。

●「ピア」とは「同じ立場の仲間」という意味。つまりピア・カウンセラーとは、相談者と同じ心の痛みがわかる経験者（当事者）として話を聞き、相談者の心の支えになろうとする人たちのことです。



## 理事のページ

### 「みんなのまちづくりと人権 - 人権まち協の基本的な視点」

【中川 幾郎 (理事長)】

#### 1. 本当の行財政改革とは？

最近、私みたいな人間に、あちこちの自治体から講師の依頼がくるということはどういうことなのかと首をかしげています。今日は、滋賀県の市町村の人権担当課長会の研修講師を行ってきたところです。ふと気がついたのですが、実は行財政改革の中で自治体の人権担当の方々が、非常に苦しんでおられるということがわかりました。担当になられた方々は熱心に遂行なさろうとされるのですが、片一方では行革の圧力がかかっているわけです。そのところで、「もう人権の時代じゃないだろう、お金ないから」ということで、現場と行革本部との狭間の中で人権担当者が苦しめられている構図が見えてきました。そこで、私の言っていることがある種の救いのような受け止め方をされているのかもしれない。

行財政改革とは常にやらないといけないことです。3段階ありますが、会社の経営改革と同じで、1つ目はたえず無駄遣い・コストは削減しましょうと。余剰脂肪はそぎ落としていかないといわゆるメタボリックシンドロームのようになってしまって組織は衰退します。これは当たり前のことですから否定はしません。しかし、ここでも問

題はあります。本当にこれは無駄な仕事なのかという判定をするときに、きちっとした議論を

しないままに、財政担当者だけの判断で進められるということは非常に危険であるということです。これは大阪府のプロジェクトチームが出した財政改革計画でも、プロジェクトチーム主導であったことははっきりしています。

このほど、私は奈良市の事業仕分け委員会より出される事業はふさわしいかどうかという予備審査をする委員にお願いを受けたので、これはいいことだとのりしました。つまり、一体何故これが仕分け委員会に出てくるのかということ自体の審査をしなくてはいけないということです。今回、民主党の事業仕分け委員会に出された事業を選んだのは誰なのかは明らかにはありませんでした。あそこに大きな手続き的欠陥があります。事実上、大蔵官僚、財務官僚が予備審査をして、自分たちの考えの中でこれはアカンということで出したことははっきりしているんです。ですから民



主党主導ではなく、結局、財務官僚の手のひらの上に乗っていたんです。そのような自治体における財政官僚主導の行革は非常に危険だと警告しています。中でも、人権行政に関するコストダウンという考え方が強いですということをたえず言っています。

行財政改革の第2段階は、実はパフォーマンスをあげることです。企業さんならおわかりでしょう。同じコストなら、もっと生産性のある仕組みにできないのか？もっとみんながやる気出す仕事できないか？勇気と元気が出るようなやり方に変えられないのか？ということです。これも改革です。どこの自治体も削ることばかりやって、元気の出る改革、いわゆる生産力上昇改革ができてない。一応、仕事やってみたけど成果出なかった、効果があがらなかった場合は、その仕事の中身をすぱっと見切るか、再建するか、その判断を迫られるわけです。やり方が悪いんちがうかということです。以上を、企業でいえば第1段階はコストダウンということで、もっと製造原価を下げようということです。無駄な労働力を投入していないか？原材料費は高くないか？加工賃は高くないか？と切り下げていこうとする努力です。2つ目は、生産力上昇、もっと台数



増えないかということです。これが、第2段階のパフォーマンスアップ改革

です。

第3段階の成果改革、有効性改革というのは、なんぼ売っても儲けにならないような商売ではいけないわけです。かつてゼネラルモーターズが、これで失敗したわけです。日本のトヨタのマーケットシェアを奪い取ろうとして、廉価販売にダンピングした結果、赤字覚悟で日本のシェアを取りにいったがために、致命的な損出を抱えてしまった。コストダウンもがんばった、生産台数もがんばったけれど、製造原価を切った形で売ったから、売れば売るほど赤字が増えてくる、つまり、有効性という点では、利益率はマイナスになったわけで、大失敗になったわけです。

これを行政の世界、人権という点から言うならば、公益性という点で不特定多数の第3者利益と一般定義されますけれども、これだけ切り詰めて仕事をし、なおかつみんなが頑張ってサービスもいっぱいやった、事業もやった。その結果、差別なくなったの？あるいは、被差別当事者の人たちの平均学力は上昇したのだろうか？就労実態はよくなったのだろうか？平均所得は上がったのだろうか？というのがアウトカムです。ここのところがうまく達成できていなかったら、仕事のやり方を工夫して変えなくてはいけないということになるわけです。これが世間でいうところのコストダウン改革、パフォーマンスアップ改革、エフェクティブネス改革という経営学の常識というやつです。ここの議論を全然やらないままにコストダウンばかりやっている。そのような経営という観点から言っても最

近の行革はまだ半端で、本当の行革になってない。

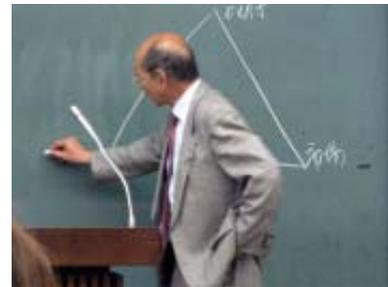
## 2. 誤った「公益論」を覆し、「人権論」の進化を

その行革と人権行政は決して相反するものではないということを説明したいと思います。どうということかと申しますと、人権政策、文化政策に投下される原資、資本というのは、社会的関係資本（ソーシャル・リレーションズ・キャピタル）を形作り、より強いものにするための社会開発投資だという思想を持つべきだと思います。これは、無駄金を注いでるとか、役に立たない金を湯水のごとく注いでみたいな考え方をすべき物では全くない。それに投下されているお金は結果的に社会の格差是正にも役に立つし、人と人との信頼関係を深め、絆を強めるという意味では最終的には社会をより少ないコストで、より高い信頼関係を増設する効果が出てくるという意味で、いわゆる社会的関係資本をあつくる投資なんだという思想になってほしいと思っています。

今までの社会資本投資といったら鉄道を造ったり、道路をこしらえたり、港湾つくったり、空港作ったり、ハードばかり意味していましたが、決してそうではない。今日、社会資本の概念というのは、ハードのみではなくて、ソフトウェアといわれる技術、あるいは技術のみならず人々が持っている基本的倫理やモラル、これをこの世界でいえば人権意識と言っていいでしょう。このレベルの上昇までも含めて資本と

観念されるようになっていきます。

つまり、それらの装備の薄い社会はいくら金を投じてても犯罪は減らない、自殺は減らない、失業は減らないということになって、よけいにコストがかかる社会になるということ、今日の社会問題は証明しつつあるわけです。地方公共団体においてもそのような発想に立つべきなのですが、多くの公共団体は誤った公益論で、これをつぶす傾向に出てきています。そこに大きな警告を言ってきたわけです。



どうということかといいますと、公益というのを、一般的に不特定多数の第三者利益と定義します、これがしっかりと頭にこびりついているものですから、これに反するものは私益だと教えられてきたのです。不特定でない特定、それから多数ではない少数、第三者ではなく当事者、これは全部反対語です。そうしますと、特定少数の当事者利益と一見見えるものはすべて私益だという定義になってしまうわけです。多くの自治体の行革がこの落とし穴にはまっていると思います。なぜかといいますと、特定地域に対する同和行政予算の効果は、特定、少数、当事者の利益にかなうことで、不特定多数の第三者利益につながっていないという俗論です。これはもっと大きく言えば、障害者施策にかつて投げかけられた言葉でもあります。

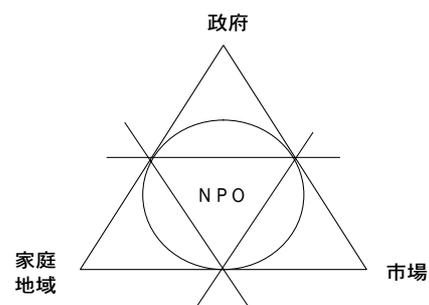
当時は、認知症という言葉はありませんでしたが、認知症のお年寄りをかかえられたご家族の苦しみというのは、行政課題にも何にもなっていませんでした。それはごく一部のご家族の話であって、行政課題ではないというのが公式答弁で、お気の毒かもしれんけれども、そういうことが起きたら親戚一同でもってなんとかがんばってもらわないといけない、それが当然のことでしょう、そういう言い方でした。ところが、だんだん高齢者が増えて、認知症になる方の数が増えて来たから、社会問題になってきた。でも、何かこれおかしいと思いませんか？数が増えてきたら社会問題だとするならば、数が少なければ社会問題にならない。圧倒的少数者が人権侵害を受けているとか、社会の福祉的政策の救済を受けられないとかいうのはもっと深刻な問題になるのではないか。ここに、不特定多数の第三者利益論の壁が表面化したわけです。これを覆すような論理を用意していかなければいけないのではないかと思います。

同和行政に対する社会的投資、公共投資は不特定多数の全国民的利益になるんですよということの説明がいます。また、障害者に対する社会的政策は、全国民的利益になるんです。在住外国人に対する人権政策も、全国民的利益、人民的利益ですよということを説明する努力が必要なんです。この辺の論理があまり、行政側の内部でも開発されていない、いなかったというのが私の反省でもあり、現下の危機感でもあります。しかし、これは全部説明できます、具体的

に説明できます。たとえば、障害者問題に関していえば、いちばん簡単なのは、人間は死ぬまでに必ず障害者になって死ぬという事実です。ぽっくりさんで死ぬにしても、死ぬ間際は障害者です。そういうことを考えたら、いずれあなたも障害者。だから、障害者政策に関する水準の高さは、みんなの利益になるという説明ができますね？こういうふうにして、ひっくり返していく努力が必要です。

### 3. 「人権まち協」の3つの役割

それでは、「とよなか人権文化まちづくり協会」とはどういう組織なのか？ということですが、3つの大きな役割があると思います。主体を3つに分けてみます。まず市役所も含めた政府がようやらんことを代行をしてあげることができる。つまり、行政の委託事業を受けることができる。2つ目は、地域とか家庭が衰えている、崩壊しかかっているのを支えることができる。これは、豊中・蛍池両方に事務所があるということで、一定程度具体的に担保していると思います。ただ、口で言っているだけではだめで、ここにきちっと人も配置し、地域の人と繋がっているということは、地域コミュニティを支えていくうえで、非常に大事なことです。もうひとつ、企業・市場のよ



えますと、大手の企業が、たいして儲けがないということで、手出しができないようなことでも、少々の儲けであったとしても、そこに参入していった、そのビジネスチャンスも拡大して、それを大きなビジネスにする能力も発揮できるということです。

豊中市役所が責任もってやらないといけないが、市役所にその能力がない仕事があっても当たり前だと思います。市役所の職員もオールマイティーではないですから。部落実態調査をやらないといけなくなると、市の職員が行って調査できますでしょうか？無理です、たぶん。どうしたって、地域の人と信頼関係を持っている民間団体の力を借りないと仕方がない、ということになります。

しかしながら実態調査をやる責任が行政にあるわけです。なぜかといいますと、現状がどうなっているかを確認し、そこにどんな課題が隠れているかを抽出し、その上に政策を作っていくというのが、行政の仕事です。現状を把握せずして、この仕事は終わりました、解決しましたということでは証明できません。障害者基本法であろうが、同和対策特別法であろうが、どこに国の機関委任事務である、あるいは法定受託事務という規定がありますか？ありません。国が最低基準を定めているだけであって、国の法律があろうとなかろうと自治事務としてやる、これは歴然とした事実です。ということは、この仕事をしませんというときは、その問題は消滅したということを実証する責任が生じるわけです。消滅しない限りやらねばならない。こ

れが人権行政の奥深いところであり、また、実は国際人権基準に照らし合わせたときのいわゆるスタンダードだということです。ですから、政府の代わりに実態調査やってあげるとか、親身になった寄り添った助言・相談ができるというのは、いわゆる「とよなか人権文化まちづくり協会」がすごい利点を持っているということが言えます。こういうところでの仕事というのはまだまだ出てくると思います。

次に、家庭や地域の機能が落ちてきています。家庭や地域で保育ができなくなりました。あるいはお年寄りの介護とか一声訪問運動など必要になってきていますが、行政の力では無理だと。いくら保健師さんの数をふやしても、市内全域にわたって存在している一人暮らしのお年寄りを毎日訪問するのは不可能です。そうすると、地域でやらんとあかん。しかし、地域のカも落ちてきている。となったときに、このようなNPO団体が一声訪問運動をやっていくということはありえます。学童保育とか就学前保育とかにNPOが参画・参入し、弱っている家庭機能、ほころびてきた地域機能を支えてるということになります。さらに、民間の企業がよう手出ししない、ビジネスチャンスとも考えないようなところに参入していった、可能性を引き出す力をNPOが突破口を開いていくということも事実です。

特に有名



だったのは、コムスンが出てくる以前は、ほとんどNPOが独自に介護の世界は開拓していたはずで、後に、コムスンが規格サービスに持ち込んでいって、最後は失敗してしまうわけです。この失敗というのは何かと言うと、当事者主義ではなかったということです。おまけに規格商品にしてしまったがために大きな失敗を起こすんです。他にもこのビジネスでモデル開発した有名な事例が、寝たきりのお年寄りに対するギャジッドベッド開発、あれは日本発の技術と言われています。これを提案したのはNPOです。それを商品化したのがベッド業者です。こういう生活技術の開発に関しては、NPOはものすごく強いんです。未知なところにどんどん手を出していって、それをビジネスにすることは何らおかしくない。

いわゆるNPO団体の定義をしますと、非政治、政治活動をしない、非宗教、宗教活動をしない、これは当然のことです。民間非営利団体でもありますが、非営利というこの言葉を聞いたとたんに、商売をしてはいけないと思込んでる人たちが多

いんですが、そうではないんです。今日では、利益の非配分ということです。お金はもうけてもいいけど、社員同士・理事同士配分しないということです。「人権まち協」が10億円、20億円もうけても構わないわけですが、ただし、それを理事者の私が1億円抜いたらあかんということです。もちろん、正当な労働の対価は支払われるべきです。このように市場に対しても、政府に対しても、地域に対しても補完関係に立つ。見事に「人権まち協」は、3つの補完関係に打って出ようと活動方針を立てたのではないかと思っています。願わくは、企業と互角に戦えるぐらいの優れたサービスを開発できるところまで成長できたらなあと思っています。そこでもうけたお金を地域に返す、あるいは一人ひとりの人々に成果を返す、というような大きな活動ができる原資づくりにつながっていけばと思います。

●この稿は、5月14日に開催した評議員会で、特別報告としてお話いただいたものから、抜粋したものです。

## 新聞切り抜き帳から

協会では学習支援事業の一環として、人権問題関連の新聞記事を切り抜き、ロビーに掲示しています。今号より、切り抜いた記事の中から特に注目したい記事を担当者の独断でピックアップし、その内容について少し意見を述べさせてもらうコーナーを設けることにしました。

新聞はこれまで「読売」と「朝日」でしたが、「毎日」の方が豊中に関する記事が多いのではという意見がありましたので、5月から「朝日」を



「毎日」に変わりました。

そして今回、選んだ記事がこちらです。

記事は、読売新聞の5月13日朝刊の1面と社会面に掲載されており、毎日新聞は5月14日の朝刊に掲載されていました。記事の大きさでは毎日の方が大きく掲載されていました。

自殺が個人だけの問題ではないことは皆さんもご承知だと思います。しかし、何年か前まで自殺は個人の問題として片づけられていました。自殺は弱い人がするものだと思う人も多かったはずです。実際には、追い込まれて追い込まれて、どうしようもなくなり、本人にとって命を立つという選択肢しか残っていないのが現実です。

リストラや派遣切り、非正規労働者の雇い止めによって、職を失い自殺に追い込まれるケースや、その反面、職はあるものの人員が減ったために仕事量や負担が増え、精神的に追いつめられ自殺に至るケースなどがあります。どちらも眉をひそめたくなくなります。

いつのまにこんな世知辛い、自分の人生に夢や希望が持ちにくい世の中になってしまったのでしょうか。「死を選択する根性があるなら、生き続けることができるんじゃないか？」と言いますが、死を選択せざるを得ないほど、生きづらい日本になっているのかもしれない。

3年前の部落解放・人権夏期講座の全

**12年連続 総数3万人超**

過去10年の自殺率(人口10万人当たりの推移)

09年警察庁統計

**20,30代 過去最悪**

警察庁の自殺統計 警察による検視などで自殺と判明したケースを計上する。原因・動機に関する現行の分類方法は10年統計から導入しており、「健康問題」「経済・生活問題」など七つの区分と、それを細分した計12項目からなる。2010年には「失業」「生活苦」のほか「うつ病」「介護」「職場の人間関係」「失恋」「いじめ」などがあり、警察官が三つまで選ぶ。

▽20代 49,491人  
▽30代 47,918人  
▽40代 38,713人  
▽50代 28,810人  
▽60代 17,810人  
▽70代 11,810人  
▽80代 7,810人  
▽90代 3,810人

▽2010年 25,100人  
▽2011年 26,100人

体講演で評論家の佐高信さんが、「人権問題を考える人たちは経済に弱い面があるから、もっと経済について学んでほしい」と言っていたのを思い出しました。この時の発言は自殺問題に対して言ったわけではありませんでしたが、自殺が12年連続で年間3万人を超える今、やはり切り離して考えられる問題ではなくなってきています。

「自己責任」や「人に迷惑をかけてはいけない」などと思う必要はありません。記事にも「複合的な支援が必要」とありましたが、それに加えて当事者が孤立せずに周りの人とつながりを持つことが不可欠であり、私たちにもそういった取り組みを考えていくことが求められているのではないでしょうか。

【森山 輝子(事務局)】

## 楽遊ガイド

### 「〇〇社会の実現」って、だれがするのか？

前回、このコーナーで私が所属している「きずな」は、「中間支援組織」であって、「行政」と「市民団体や個人」の中間に位置していることや、市民自治の立場から生活課題の解決に向けた市民活動を支援しようとしていること…そういう意味では、人権文化まちづくり協会も、とよなか男女共同参画推進財団も、とよなか国際交流協会も、似かよった組織だと書きました。

その後、「きずな」は、この分かりづらい「中間支援組織」の役割を表現していく取り組みとして、「市民活動ガイドブック」づくりに取り組んでいます。簡単に言いますと、「きずな」は、市が設置した「中間支援施設」である「市民活動情報サロン」の運営を受託しています。このように中間支援をする「施設」の運営を受託している「中間支援組織」が協力して、その施設が支援しているグループの情報発信を紹介しようというものです。まだ、この企画は始まったばかりで、次の機会に詳しく紹介します。

この企画をはじめてみると、いくつかの問題が、見えてきました。今回は、その話です。

例えば、「すてっぷ」は「男女共同参画社会を実現するための施設」を掲げています。「国際交流センター」は「多文化共生社会の実現」、人権まちづくりセンターは「共に生きる地域社会の実現」、とよな

か人権文化まちづくり協会は「人権文化に根ざした社会の実現」、というように「〇〇社会の実現」の連発です。

他にも、「市民の全員参加によるノーマライゼーション社会の実現」、「市民と行政との協働のまちづくりをめざす分権型社会の実現」、「人にやさしい社会の実現」、「循環型社会の実現」…、このように「〇〇社会の実現」という言葉は、あちこちで使われすぎていて、かえって、軽い意味しか持たないように思ってしまうこのごろです。

ところで、「だれが、そのような『社会』をつくるのだろうか」と、真正面から質問した場合、「市民の全員参加」という答が正解でしょう。しかし、それは、話が広すぎて分かったような、分からないような答なので、思考停止してしまう。そこで次に、「市民と行政との協働」でつくるといふ答なら、一歩、具体化したような気がします。そこから先ですが、「まあ、どこかで、だれか市民と行政の担当者が一緒に何かをしてくれているのだろう」といった辺りが、よくありがちな風景だと思います。

もし、この質問を市役所に問い合わせると、それを受けた職員は、おそらく「あなた方全員でつくるのですよ」とは答えないで、担当セクションを紹介してくれるのが普通ではないでしょうか。男女共同参画や国際交流、人権文化を担当している部署なら、今、取り組み中の業務を紹介するかもしれ

ません。

「〇〇社会の実現」という言葉と「行政」、さらに市民の関係がそのようなレベルで止まっているは、「〇〇社会の実現」は、遠のくばかりです。

「〇〇社会」という言葉の使い方では、プラスイメージだけでなく、「2007年版 自殺対策白書」に、「現代のストレス社会ではうつ病が大きな問題になっている。」といった表現がありました。また、「ストレス社会」に関して、「2008年版国民生活白書」には、「消費者・生活者には経済主体、社会変革の主体として役割を積極的に果たすことが不可欠になっているが、一方でこうした役割を背負うことによってストレス社会が更に加速し、現代的病理を生んでしまっは意味がない。そうした観点からストレス社会の解消と心の豊かさは消

費者市民社会の目標でもある。」などと、堂々めぐりのような説明が書かれていました。

「行政」の計画や方針に、「〇〇社会の実現」という目標が掲げられ始めた頃から、財政事情が厳しさを増し、各部署とも所管する施設の効率的利用、所管する施策の目標を効果的に実行するパートナーを選択することが仕事になってきています。施設の利用での登録グループ制や目的利用の場合の料金の軽減などに関心が集まり、「〇〇社会」と市民活動と行政の関係にあまり目を向けられません。

「市民の全員参加」が「正解」だとすれば、どこから手をつけていけばよいのでしょうか。

【平尾和（理事）】



## 2010年度第1回 部落問題研究会 研究会

近著「差別論研究」で「二度目の『ものごころ』」がたった20年あまり、私はなおも部落問題の理解をライフワークの重要な課題に設定しつづけ、以前と同様に部落解放同盟の部落解放運動に『同伴』しつづけ、『同伴者』でありつづけてきました。ただ、『同伴』の内容が以前とはかなり変化したにすぎません。いずれにしても、私は今後とも、私の勉強と運動を私なりにすすめていく気概だけはもちつづけているつもりです。」という八木さん。「同伴者」として、部落問題を、部落解放同盟を、部落解放運動を見つめ、歩んできた問題意識を語ります。

- とき 6月18日（金）18時30分～
- ところ 豊中人権まちづくりセンター  
豊中市岡町北3-13-7 (TEL) 06-6841-1313  
阪急宝塚線岡町駅下車西北へ7分
- はなし 八木 晃介さん（花園大学）
- 参加費 500円

主催 一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会

TEL 06(6841)5300 FAX 06(6841)6655

豊中市岡町北3-13-7 (事務局: 佐々木・酒井)

Eメール iinken@tcct.zaq.ne.jp

ホームページ <http://www.tcct.zaq.ne.jp/iinken/>

## 蛭池地域から

## 地域子ども教室で「料理教室」

ゴールデンウィーク明けの5月8日(土)にサンドイッチ作りを行ないました。小学生の新4年・5年・6年で取り組むはじめての料理だったので、なるべく火を使わなくていいメニューを考えました。事前にゆで卵はおとなが作っておき、はじめに、今日の作業内容について説明をしました。その後、いくつかのグループに分かれて、食べる時の部屋の準備をする人、食パンの耳を切る人、ゆで卵の殻をむく人、レタスを1枚ずつキレイに洗う人、缶詰のコーンやシーチキンを開けて混ぜる人、デザートフルーチェの材料と牛乳を計って混ぜ合わせて冷蔵庫で冷やす人などに別れて進めて行きました。

食パンの耳を切る人は、包丁を使うので少し慣れていない人にやってもらいました。ゆで卵をむき終わったらフォークで細かくつぶしてもらい、マヨネーズで仕上げてもらいました。缶詰のコーンとシーチキンは缶でケガをしないようにボールにあけて、味付けをしてもらいました。レタスは1枚ずつ洗って水を切ってもらいました。パンの耳はそのままだと食べないので、大人が油で揚げ、お砂糖をまぶして、パンの耳



材料が全部

仕上がり、部屋に運びました。



部屋の真ん中に材料をのせるテーブルを準備して、そこにのせて、そのテーブルを囲むようにみんなが座る机が並べてありました。全員が揃ってから、1人ずつ自分のサンドイッチを作っていました。パンとパンの間に、自分が好きな具をのせてはさみます。2つ以上食べれる人は2つ作って、その横にパンの耳のドーナツをのせて、飲み物も入れていきました。デザートフルーチェも冷蔵庫で良く冷えていて、その横にアイスクリームもついて、とても豪華なランチタイムとなりました。全員が一通り出来たところで、みんなでいただきました。

自分で作る楽しさと、いろいろ食べてみたいなどもあって、作りすぎて、途中でお腹いっぱいになり、「もう食べられない」と言う子に、「食べてあげようか？」とそれを食べてくれる子など、今後も、様々な活動を通して、いろんな経験や子どもたちどうしの関係も、お互いを認め合える繋がりを作っていける機会として行っていきたいと思います。

【福島智子(事務局)】

## 豊中地域から

### 地域サロン「トークマインド」(精神障がい者地域交流事業)

回復途上にある、在宅の精神障がい者の交流の場を整備・促進し、共同活動を通じて自立と社会参加への意欲を養成するとともに、地域住民との交流機会を深めて、精神障がい者に対する理解と協力を広げることが目的とし、大阪府から委託を受けて1997年から活動を行っています。

参加条件として、障がい手帳を持っている人、精神的な病気及び難病などで通院している人、高齢で要支援・要介護の人、一人での外出が困難な人、単身で生活している人、スタッフとして参加していただける人などです。約束事として、お互いの良いところも悪いところも認め合うこと、人の悪口を言わないこと、自分の価値観を押しつけないことなど、毎年始めにお互い確認し合い、みんなが安心して自分らしく居れる場として毎月一回、主に外出支援を中心に活動を行っています。

今年度も4月には服部緑地の都市緑化



植物園へ春を感じに行き、5月には豊中市青少年自然の家・わっぱるへ出かけ、自然を見て、聴いて、感じながら、みんなでカレーを作って食べました。参加者はそれぞれ自分の役割があり(別に決めたわけでもない)、お互い尊重し合い事が進んでいきます。時々引っかき回す人もいますが、それはそれでまた、おかしいでという役の人がいてなんとなくまた進んでいく、とても不思議な、13年間続いているトークマインド独特な雰囲気があります。(何と表現していいか? 気になる方は一度のぞいてみてください)

参加者は、「毎月の活動が楽しみ」「勇気がわき友達の輪がひろがった」「人見知りの性格がなくなり、毎月みんなに会えるのをとても楽しみにしている」「心の垣根を取っばらい、さまざまな立場の人が仲間として同じ立場で楽しめる会になっている」などといった声があるように、確実にみんなの元気の源のひとつになっています。

これからも、さまざまな人・場所との出会いを広げ、偏見や差別がなくなり、誰もがあたりまえに生活できる世の中になるよう、いろいろな活動を通して啓発していきたいと思っています。

【酒井 留美(事務局)】

## 資料室だより

豊中人権まちづくりセンター2階「資料室」では、部落問題をはじめとする様々な人権問題に関する書籍・資料等を収集し、閲覧、貸出をおこなっています。

部落問題や他の人権問題の解決に向けた学習、調査研究などに活用していただければ幸いです。貸出については全て無料ですので、ぜひ、お気軽にお立ち寄り下さい。

なお、こちらで紹介している新着図書等につきましては貸出中の場合がありますが、あらかじめご了承ください。



### ● 利用時間

月曜日～土曜日 8時45分～17時15分  
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

## 新着図書のご案内

### ■ 差別語とはなにか

塩見鮮一郎 河出書房新社 2009年10月発行



### ■ 欲望問題

伏見憲明 ポット出版 2007年2月発行



### ■ 在日、激動の百年

金賛汀 朝日出版社 2004年4月発行

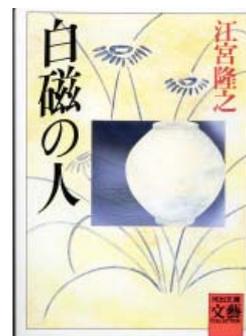


### ■ ナショナリズムの狭間から

山下英愛 明石書店 2008年7月発行

### ■ 白磁の人

江宮隆之 河出書房新社 1997年5月発行



### ■ 朝鮮の土となった日本人 浅川巧の生涯

高崎宗司 草風館 2002年8月発行



## 「統・人間の地は潤れず」より

総会と学習会、講演会を行っています。

### 世界人権宣言豊中連絡 会議の取り組み

世界人権宣言から35周年の1983年、落解放同盟大阪府連が中心になって呼びかけて、世界人権宣言35周年大阪実行委員会が結成されました。これを受けて、府内各市町村では地域実行委員会を作る動きが始まり、豊中でも8月3日に準備会が開かれました。その頃、豊中市人権協では、豊中市に「人権擁護都市宣言」を求める署名活動の議論がなされ、同月19日から各団体に署名活動への参加要請を行いました。そして、9月1日には『豊中市人権擁護都市宣言』要望活動連絡会（16団体）が豊中解放会館で開かれ、10月1日より署名活動を始めました。

同月20日には、「世界人権宣言周年豊中実行委員会」が16団体で結成され、①人種差別撤廃条約の批准を求める署名活動、②人権擁護都市宣言署名活動、③市民解放講座への参加、④各団体での取り組みを進めることが提起され、事務局を市同促が担うことになりました。また3月22日に結成された大阪連絡会議は、5月の憲法週間と12月の人権週間を集中的に取り組み、統一ポスターの作成や12月には海外ゲストを迎えた集会、それと月一回の学習会の開催に取り組みました。このスタイルは現在も続いています。豊中連絡会議の基本的な活動としては、大阪連絡会議の活動への参加と年一回の

世界人権宣言40周年の1988年には、市長と議長のアピールの公表を求めて要請行動をしました。また、活動基盤を強めるために1989年度から分担金を集めています。1989年12月7日から9日には、市民会館大集会室で『アパルトヘイト否！国際美術展』を開き、4057名の参加を得ました。そして、1990年9月14日に提出した「子どもの権利条約」の早期批准を求める議会決議の採択に関する要請書は、同年12月20日に決議され、1989年7月31日に提出した「南アフリカ共和国におけるアパルトヘイトの早期廃絶を求める議会決議採択に関する要請書」は、同年10月13日に決議されるなど、豊中市や市議会に対する要請行動も取り組みました。

さらに、「国際年」に合わせた取り組みも行われました。50周年の1998年には、啓発うちわ（図案は、同年の憲法週間のポスターの黒田征太郎さんのイラストを使用）を作成（5000枚）し、その裏面に自由表現での人権作品や人権をテーマにした写真の募集を行い、12月8日から12日まで、市役所第2庁舎の1階ロビーで『人権って』展を行いました。集まった人権作品は、うちわ839点、写真36点でした。また、世界人権宣言周年記念アジア・太平洋人権教育国際会議地域集会在、とよなか国際交流センターで『世界人権宣言をもっと身近に！』をテーマに開かれ、イギリスにおける人権教育の現状を絵本などの教材を紹介しながら説明されました。

2003年2月8日には、『すてっぷ』でとよなか国際交流協会・とよなか男女共同参画推進財団と共催して、『世界の事例から学ぶ女性の人権～人口問題と私たちの暮らし』（講師：国連人口基金東京事務所池上清子所長）のテーマで講演会を開きました。男女共同参画推進条例がバックラッシュの攻撃に遭っている中で、市民レベルでの応援をめざして開いたものです。初めての三者の共同事業で、うまくいかなかった面もありましたが、お互いの活動の紹介をしあう会合なども開き、継続していくことが確認されました。

2003年の世界人権宣言55周年記念事業では、地域集会を豊中で行うことになり、三者で開催しました。「『場づくり・しくみづくり・人づくり』～『参加』で進める世界人権宣言の実践 フィリピンからのゲストを迎えて～」を同年12月12日に「すてっぷ」で行いました。フィリピンの農村や先住民族のコミュニティで、それぞれの地域での課題を発掘・分析し、問題解決の

ための戦略作りに取り組んでいる話を聞きました。同時に日本で暮らすフィリピンの女性の集いや子どもたちの集まりも取り組みました。2004年からは写真ワークショップの取り組みも始まりましたが、この一連の取り組みが「ESDとよなか」へと引き継がれていくことになりました。

世界人権宣言60周年を迎えた2008年は、総会と記念講演、パネル展というお決まりの活動から脱皮し、活性化を図ることを目標に掲げました。「ニュース」の発行や協会のホームページでの情報発信、「すてっぷ」でのパネル展の開催、12月5日には記念事業として、趙博さんの歌うキネマ「砂の器」の公演に取り組みました。世界人権宣言は、差別を撤廃し、人権を確立することが恒久平和を達成することに通じると謳っていますが、それを実現するためには、今後もさまざまな取り組みと機会を通じて、その普及・宣伝を拡大・強化していく必要があります。

## 世界人権宣言豊中連絡会議2010年度総会

と き：6月15日（火）14時30分～15時

と ころ：豊中人権まちづくりセンター 集会室

### 記念講演

「在日100年、朝鮮漬と韓流ブームの狭間で」

と き：6月15日（火）15時～16時30分

講 師：金 生 遵（せんじゅん）さん（豊中市渡日児童生徒相談室）

と ころ：豊中人権まちづくりセンター 大集会室

参加費：無料（どなたでもご参加いただけます）

一人で悩まないで...

人権侵害をうけるおそれのある市民が、自らの主体的な判断により課題を解決することができるように、事案に応じた適切な助言や情報提供などにより支援をおこないます。

## 人権相談をご利用ください

**時間：午後 1 時 ~ 5 時**

月・水・金→蛭池人権まちづくりセンター(06-6841-2315)

Eメール bpazk307@tcct.zaq.ne.jp

火・木・土→豊中人権まちづくりセンター(06-6841-5300)

Eメール bpayf811@tcct.zaq.ne.jp

### あ・と・が・き

■3月1日に一般財団法人を設立しました。最初の事業年度は3月1ヶ月間でしたから、実質は2010年度ということになります。役員体制はスリム化して、機能性と行動性を高めました。「法人化」は市同促以来の懸案でもあり、その意味では感慨もひとしおです。頭痛の種は、何かと物入りになったことです。賛助会費をよろしく願う次第です。■改めて事業を整理すると、「こんなにも！」と思うほどの項目が並びますが、その裏づけとなる予算となると、やりくりしても追いつかないのが現実です。「事業は人なり」と言いますが、事業の成否は人にかかってきます。5名の事務局長はそのキーになりますが、大所高所あるいは異なった視点・角度からの示唆や提言も不可欠です。忌憚のないご意見、歓迎します。■5月13日、狭山事件の第3次再審で3回目の三者協議があり、22年ぶりに36点の証拠が開示されました。事件から47年にして、石川一雄さんの無実の訴えが司法を動かし、東京高裁の証拠開示勧告を受けた東京高検が応じたものです。足利事件や布川事件、名張毒どうろ酒事

件など、冤罪解明の流れが狭山事件にもきたわけで、再審開始が期待されます。■鳩山政権による「夢」の実現に期待をした「普天間問題」は、漂流のあげく振り出しに戻る様相を呈しています。3月18日の「琉球新報」は、「人種差別撤廃委が見解」として、「国連の人種差別撤廃条約の順守状況を監視する人種差別撤廃委員会は16日、日本政府の定期報告書に対する最終見解を発表し、『沖縄における不均衡な米軍基地一の集中が住民の経済的、社会的、文化的権利の享受を妨げている』と指摘し、その権利の尊重のために日本政府は適切な政策を講じるべきと勧告した。」と報じています。今一度、噛み締めるときだと思えます。■紙面づくりにも「変化」ということで、ない知恵を巡らせました。6年間、なじんできたタイトルやレイアウトを変えることも考えましたが、思い切ることができませんでした。その代わり、今号では表紙に写真を配置してみました。この1年はいろいろと試してみたいと思えます。ご意見・ご感想・投稿、お寄せください。次号は9月です。(ささき)

#### ●編集・発行

一般財団法人

### とよなか人権文化まちづくり協会

豊中市岡町北3-13-7 豊中人権まちづくりセンター内

TEL 06(6841)5300 FAX 06(6841)6655

Eメール jinken@tcct.zaq.ne.jp

ホームページ <http://www.tcct.zaq.ne.jp/jinken/>

郵便振替 00960-8-153806